

彙 報

土木學會誌 第十七卷第十號 昭和六年十月

日本土木史料(續)

渡邊俊一編

(本編は第十六卷第十二號、第十七卷第一號、第三號及び第九號に登載せるもの、續編なり。)

目 次

- | | | |
|--------------------------|----------------------|------------------------|
| (1) 黒井堰の新築 | (2) 飯豊山の開墾 | (3) 神代に於ける灌漑 |
| (4) 眞名井 | (5) 關溝作密樋 | (6) 池溝 |
| (7) 垂仁帝と土工 | (8) 景行天皇 | (9) 韓人池 |
| (10) 河川を修め堤防を築き池溝を掘る | (11) 盤餘池 | (12) 灌漑の爲め下樋即暗渠を通ず |
| (13) 高市池 | (14) 長城 | (15) 水 |
| (16) 開道 | (17) 神武天皇の開きたる要津及び浦港 | (18) 北陸東海西道及び丹波の交通路を開く |
| (19) 駿河巴川架橋 | (20) 尾張國堤破損 | (21) 天龍川舟橋 |
| (22) 五畿内洪水 | (23) 吉田橋御普請 | (24) 三州矢矧橋 |
| (25) 築地 | (26) 笠縫の堰堤修築 | (27) 淺布良堤の修固 |
| (28) 濃州洪水 | (29) 琵琶湖の治水 | (30) 戸田氏鐵民政 |
| (31) 戸田家時代文政七年申正月五人組御仕置帳 | (32) 國役普請 | (33) 新用水路 |
| (34) 明治二年己巳六月二十九日太政官辦事局伺 | (35) 大垣地方年表 | (36) 田原井關用水筋締り書付 |
| (37) 田原御用水筋御普請其外水下溝見分極帳 | (38) 用水に關する古文書 | (39) 樋に關する古文書 |
| (40) 池田水溝歎願書 | (41) 吉井川の中洲に就ての爭論古文書 | (42) 濃尾水損堤防修築 |
| (43) 沿岸注意揭示 | (44) 宮川堤修復料御禮參府等記事 | (45) 大湊波除堤之事 |
| (46) 山川掟覺 | (47) 淺草川大水の節心得方 | (48) 淺草川出水記事 |
| (49) 聖靈棚棄捨に付達 | (50) 川除見分出張に付御暇 | (51) 美濃堤川除普請 |
| (52) 大井川筋川除破損修復 | (53) 堤破損修復 | (54) 利根荒川御普請御手傳 |
| (55) 濃勢川川々水行障碍取拂 | (56) 相州川筋砂濱御手傳 | (57) 勢州長島御普請御手傳 |
| (58) 深川築地達 | (59) 川普請達 | (60) 河海の水害を除き田宅を全からしむ |
| (61) 武藏相模兩國の古道と古驛 | (62) 四谷水道高札 | (63) 四谷水道碑文 |

(1) 黒井堰の新築 本藩領内は群峯四谷の内にありて、山岳多く平野少し。而して全領の内南方を上長井、北なるを下長井、中部を中郷と云ひ、此等諸村に要する灌漑水は西南の諸山に其の源を發し東に松山あり、西に佩川あり又羽州白川等皆松川に注ぐ。松川は最上川の支流にして急流なり。穢目に至りて始めて其の勢を殺ぐ。而して上長井は佩川・羽川二川に下長井は白川に而して中郷は白川佩・川の兩川により灌漑せられ共に用水に缺乏すること少

し。然るに北條郷の諸村は最北に位し僅かに此等諸川の脈注によりて灌漑するを以て其地肥沃なるも水利に乏しく古來涸渴に苦しむ。故に村民貧窮し良田の荒蕪に歸する者甚多し。享保十九年奉行清野祐秀繩を隸目に架し福澤以北の灌漑に便すと雖中途にして荒廢し僅かに其舊跡を遺すのみ。成田村鈴木伊六なるもの亡父平左衛門の遺志を繼ぎ再興の設計書一冊を上書せしかども、莫大の事業到底其の費用を支出するの餘裕なく遂に採用せられざりしが、公常に之を憂ひ日夜灌漑の便を得んことを思ひ民事を議する毎に北條郷諸村涸渴の事に及ばざるなし。忠寄進み請ふて曰く、臣に愚計あり速成を責めず小過を咎めず唯臣の處分に任せなば以てなす可きなり、と其の策松川の水を堰き上げて長渠を連ね遠く之を北條郷に致すにありと。其の規圖宏大之を危ぶもの多しと雖も鷹山公深く之を信じ以て一任せらる。茲に於て忠寄其の幕僚より二名を選びて其の兩翼となし、一良工をして水平を測らしむ。先づ渠を穿ち鍛冶川を北部に回らし、西の方鹽野川に合せ藤泉の古渠に達し、鹽野小瀬村數村の地に灌漑して良田數町歩を興し、次で又窪田千眼寺下より松川に堰上げ西の方川に沿ふて長渠を作る。其の渠の廣さ一丈二尺深さ七尺連綿屈曲田畝の間を奔流して隸目に達し、直に大槽を以て松川を横斷し東に水を行る。其の槽廣さ七尺深さ三尺架する六十歩堤に架すること七十歩此より福澤を左にし、もと築きたる遺渠の跡に達し更に長堤を築造す。其の高きもの二丈低きもの六・七尺を下らず。各々地勢によりて水を通ずる爲め所々に槽を設く。或は石或は木各々廣さ五尺深さ三尺北方に至り岐れて二流となり、一は赤湯方面の諸村に注ぎ他は梨郷諸村に注ぐ之を上渠と云ふ。茲に於て北條諸村始めて水利の便を得、農民再生をなすを得たりと云ふ。忠寄又別に隸目鶴卷潭に天渠を穿ち宮崎以北の諸村に注ぐ之を下渠と云ふ。其の長さ上渠に等し此等の地方從來水利に乏しく耕種する能はざりしが、上下の兩渠成りてより清流潺々として絶えず良田大に興る。斯くして前後の工事全く完成したり。前者は鍛冶川より藤泉に至る迄一里餘、窪田千眼寺より赤湯に至る三里餘、梨郷に至る四里餘後者は鶴卷潭より梨郷に至る三里餘、槽を架する三十餘箇所、所要の人夫十萬六千六百二十五人、工匠一萬餘人其の灌漑する所三十三箇村何れも皆其の餘澤を蒙る。公忠寄の功を賞し加秩五百石を與へ其の姓に因し黒井堰と命名す。此の事業は忠寄の功によるべきは勿論なるも、公をして此工事を起工するに至らしめたるは先きの上書せし鈴木伊六の功與つて力ありとし、書綴拾貫匁を與へて其の功を賞す。公の論功褒賞公平を得たりと云へり。細木の點に至るまで用意周到なりき。超へては八年治廣赤湯入浴の際兩日間北條各村を巡見し、歸城の上忠寄を召し紋服を與ふ。降りて享和元年北條各村の農民忠寄の功を追慕し福澤村喜多院の境内に碑を立て毎歲之を祭り豐作を祈り今に至るまで絶へずと云ふ。(上杉鷹山公の農政)。

(2) 飯豊山の開鑿 忠寄已に黒井堰の大工事を畢り、更に飯豊山に鑿道を穿つの大事業を企てたり。之より先き寛政十一年旱魃にして灌漑水に缺乏し、各村大に其の打撃を被る。

茲に於て郷村頭取益戸善政忠寄に命じ水利を検せしむ。忠寄即ち西又七・登坂九右衛門を從へ各村を巡視するに奥田・大舟の兩村旱害最も甚し、遇々奥田村肝煎横山平左衛門飯豊山に墜道を穿ち、小國玉川の水を分疏して白川に注ぐの策を献す。飯豊山は奥羽越に跨り西境第一の高山にして、四時雪を頂き夏季に至りて溪流漲る、其の流れの大なるものを白川及び玉川とす。前者は米澤に流れ後者は越後に入る、而して白川は水寡く下流常に涸旱に苦しむ。忠寄平左衛門の言を聞き大に喜び數學に精通するもの數人を從へ、飯豊山下の獵師を案内とし數日の糧を齎らし深山に入り、地勢を検するに白川・玉川の相隔たる僅かに百有余間其の間に一山あり。巖石盤峒嶮阻甚だし忠寄銳意奮勵嶺に上り谷を下り其の遠近高低を測量し、具に地形を圖し墜道を穿ち玉川の水を白川に分疏するの策を按じ、七月其の意見書を上陳す。

當時旱損にして致難溢候村方は大舟奥田に御座候此兩村へ水を廻し候に白川よりも勉面川よりも相廻し候へ共兩川共に水不足にて新堰上げ可申様無御座候。依之小國玉川の水より白川へ堀貫水を通じ候へば新堰上げ候ても差支有之間數旨奥田村肝煎申出候間飯豊山へ罷越致見分候處總百間位堀貫候へば水參り候様相成申候御入料中勘五百兩位年數十年位相懸り可申様存候。仔細は八月節ならては人を山に入ら候へば働の日數無之故右之年數相懸る事に御座候へ共御普請に取掛り候上は其工面を以て二・三ヶ年に成就致事も可有之何の道にて先堀貫の御普請御取掛り被成堀貫成就の上御普請に御取掛り可被成段と存候。

此の建議採用せられ忠寄の門人を堀方御用掛計算方御用掛に命ず。八月忠寄自ら工夫を率ひ共に山中に起臥し工夫を督勵して起工す。穿堀すること僅かに二ヶ月に滿たず。山中降雪に逢ふて歸る。後數月ならずして忠寄俄かに卒す。後に二十年文政元年に至り工事始めて竣工す。工事竣功の調書左の如し。

飯豊山穴堰御普請 寛政十一年より御企文政元年迄二十ヶ年目御成就、水掛渡に相成候に付取調。但文化十一年不作に付一過御延引同十一年より十三年迄三ヶ年御大檢に付御延引、同十四年取懸り可申處、右四ヶ年休候故、小屋道具打磨悉新御用意に無之ては不相叶候處場所柄諸村並より難所を爲登候事故差懸り取運出來兼猶又一過御延引に罷成御企より二十ヶ年の内右五ヶ年引去十五ヶ年取掛り御成就に相成申候。

- 一、九十九間四尺九寸五分、穴堰筋幅十三間五尺三寸空穴捨り間 差引八十五間五尺六寸五分年々間代相拂御算用相立間數此譯五十五間二尺六寸九分西口より堀方三十間五寸五分東口より堀方
- 一、八十六間三尺八寸八分總張長
- 一、高五尺より二尺五寸位幅三尺より一尺八寸位右堀口寸法但堰中東之口へ落口高所六間五尺三寸此分堀計候は、十分
- 一、二十五間四尺堰より上の高
- 一、四千二十四貫四百二十五文右御普請御入料高

文化二年五月白川増水に付在來の長堀堰の増築をなし、中郡筋の旱損地高山村等に灌溉す。翌年竣功に付奉行大石綱豐見分を命ぜらる、綱豐當日の手記より飯豊山穴堰の功を示す。上小松二つ分木より町の裏通見分町頭より幾口も相分け詰り高山堰一筋に成る、荒窪川の樋此度一尺餘上げて懸替右前後去秋當春二百五十六間築立、水走りを付て樋幅外法四尺内法二尺六寸水走りより水深四寸之流也右築立之下はまたたつ窪く間々を水越す位に而水走りのろし

惜哉。此分追て高山村手入候由樋を二箇所詰り高山本堰落合迄御普請に付見届誠に去年中難儀に候處黒井堰以來無之大總之御普請之甲斐有之儀第一水走りよく頓と御趣意通穴堰水を云々。御目付之通御成就穴堰は寛政十一年御企に候處今年二十二年目にかゝる御成就に感發何も恐悅を唱事十三日之水渡には高山村男女集り來て觀見候由今日義小前不殘案内に罷出度旨出役迄申出候差留村役計案内に出で難有平伏居候間一村働之張合有之義此上は一村若者其根勢を出し働かせ候様言々(文化二年)。茲に於て事業愈々大成せられ、初め此工事を起すや衆議囂々、曰く飯豊山は國中第一の高山にて寒冷に堪ゆべからず、其の工事に従事し得るは僅かに酷暑の候數十日に過ぎず、且つ盤石甚堅く一日に掘る所兩方各々一・二尺に過ぎず。加ふるに一山を兩方より穿ち合せ以て其の穴の違はざるべけんやと其成功を見るに及び、川上の方僅に四・五尺高く掘抜きたるのみ。之が爲に水勢却て激するの利あり、此の墜道一度成るや玉川の水を白川に合注するを得て、如何なる大旱と雖旱害を蒙るなく暑さ加はる大なれば、雪愈々融解するを以て河水汪洋として潤渴の憂なきを得たり。北條郷の黒井堰と此の墜道とによりて領内水利に苦しむことなく、人民忠寄を徳として崇む。然れども忠寄も鷹山ありて初めて此の成功を遂げたるものにして忠寄の功は亦公の功なり。當時財政困難を極めたりしかども、事苟くも人民の利害に關するものは萬難を排して之を決行せざるはなし。先きに大儉の命を發し自ら其の衣食を節減し、一藩の經濟を減じたるも農民に向つては非常の振恤を行ひ、舊來の通債は悉く年賦償還となすか若くは全く之を免じたり。要するに公は一面に於ては經費節減を主とし、消極主義を行ふに於ては堪へ得べからざる困難を忍びたりと雖も、之と同時に種々の事業を企て或は産馬の業を起し蠶桑を奨勵し、或は開墾事業を企つるが如く他面に於ては極端なる積極主義を行ひたるものと云ふべし。以上の水利事業の外藩主の事業にして藩士自ら請ふて開發したるも少なからず。左に其の主なるものを擧げん

- 一、川部開發土引田畑一町歩、組外申立諸組掛入人數千三百二十六人、土引七百二十二人
- 一、川部開發畑五反歩、本庄當瀾郡奉行並役人自身取立諸士掛入千二百九十人、内諸士千二百二十五人、百姓百七十一人
- 一、川部開發畑七百歩、猪苗代組申立諸組掛入人都合千三百八十六人
- 一、川部開發田三反六畝歩、諸組掛入六人、成島町利兵衛去年より當作植付取任抹
- 一、川部川除工事築立御中の間申立付組三手組其外諸組掛入千九百十七人
- 一、小山田村開發田畑一町歩餘、成島利兵衛當所居三郎二人
- 一、西藤泉村開發堰普請共に田八反三畝歩、大小姓申立諸組掛入千二百二十三人
- 一、江俣村開發田畑二町五反歩、内西藤泉村田畑七反、高家家侍組申立諸組并百姓掛入四千八百三十人、地面直し六百五十二人
- 一、西江俣村開發三反歩、下條牧太郎申立侍組百十三人
- 一、東藤泉村開發井漆植立東御長屋申立諸組掛八百九十人(上杉鷹山公の農政)。

(3) 神代に於ける灌漑 是後素盞鳴尊之行也、甚無狀何則天照大神以天狹田長田爲御

田。時素盞鳴尊春則重播種子且毀其畔云々(日本書紀卷一)。

(4) 眞名井 豐宇氣天神が丹波國の伊去奈子嶽に天降り坐せる時に天道日女命(饒速日命の妃と云ふ)等が大神の持ち玉へる五穀及び桑蠶等の種を請ひ求め便ち其嶽に眞名井を掘り其水を灌ぎ、以て水田陸田を定めて悉く植へ生じたりしに、秋の垂穎八握に莫々然て其快かりき。大神之を見て大に歡喜して阿那邇惠志田植彌豆之田庭なるかもと詔たまひき故に田庭と云ふ(大日本農史卷一)(丹後風土記)。

(5) 關溝作密樋 揖保里美奈志川所以號美奈志川者。伊和大神(大國主神)子石龍比古命與妹石龍比賣命二神相競川妹神欲流作北方越部村。妹神欲流於南方泉村。爾時妹神躡爾山峯。而流下之妹神見之以爲非理。即以指楡塞其流水而從岑邊。關溝流於泉村。格爾妹神復到泉川流奪。而將流於西方桑原村。於是妹神遂不許之。而作密植流出於泉村之田頭。由此川水絕而不流。故號无水川(解)神代之記事多く神話の如きものあり。就中風土記の文は傳説を基とせるもの多く、悉く信を置くに足らずと雖も書紀・古事記共に溝渠樋の事あり。此記に「關溝」と云ひ「作密樋」と云ふ必ずしも捨つべからず。密樋は土中を掘り樋を埋めて水を通ぜしむる業にして、書紀及び古事記允恭天皇の條にある下樋と同義也(播磨風土記上卷揖保郡)。

(6) 池溝 崇神天皇六十二年(前三六年)七月二日。詔曰農天下之大本也。民所持以生也。今河内狹山植田水少。是以其國百姓怠於農事。其多開池溝以寬民業。同年冬十月造依網池。十一月作刈坂池反折池(日本書紀卷五)。崇神六十二年秋七月二日。詔曰農天下之大本也。民所持以生也。今河内植田水少。其多開池溝以寬民業。冬十月造依羅池。十一月作刈坂池反折池(日本紀略前編三)。

(7) 垂仁帝と土工 垂仁三十五年(西曆六年)秋九月。遣五十瓊敷命河内國。作高石池茅渚池。同年冬十月作倭狹城池及迹見池。是歲令諸國多開池溝。敷八百之以農爲事。因是百姓富寬天下大平也(日本書紀卷六)。次印色入日子命(垂仁皇子)者作血沼池(和泉國白根郡)。又作狹山池(河内國丹比郡)。又作日下之高津池(和泉國大鳥郡)。又坐鳥取(和泉國日根郡)之河上宮。令作橫刀一千口。是奉納石上神宮。坐其宮定河上部也(古事記中卷)。

(8) 景行天皇 景行五十七年(一二七年)九月。造坂手池即竹嶮其堤上(日本書紀卷七)。此御世作坂手池(城下郡坂手村)即竹植其堤也(古事記中卷)。

(9) 韓人池 應神七年(二七六年)九月。高麗人百濟人任那人新羅人並來朝時命武内宿禰領諸韓人等作池。因以名池號韓人池。同十一年(二八〇年)十月。作劍池輕池鹿垣池廐坂池(日本書紀卷十)。亦作劍池亦新羅人參渡來。是以建内宿禰命引牽爲設之堤池。

而作百濟池(古事記中卷)。應神七年。詔紀武內領諸韓人充役作池。名曰韓人池(在大和國城下郡唐古村今呼柳日池)(國史略卷一)。

(10) 河川を修め堤坊を築き池溝を堀る 仁德十一年(三二三年)四月十七日。詔群臣曰今朕視是國郊澤曠遠而田圃少乏。且河水橫逝以流末不駛聊逢霖雨。海潮逆上而卷里乘船。道路亦泥土故群臣共視之決橫源。而通海塞逆流以全田宅。同年十月。堀宮北之郊原引南水以入西海。因以號其水曰堀江。又將防北河之滂以築茨田堤。此歲新羅人朝貢則勞於是役。同十二年(三二四年)十月。堀大溝於山背栗隈縣以潤田。是以前百姓每豐年也。同十三年(三二五年)十月。造和珥池是月築橫野堤。同十四年(三二六年)十一月。是歲云々。又堀大溝於感玖乃引石河水(日本書紀卷十一)。役奏人作茨田堤及茨田三宅。又作丸邇池依網池。又堀難波之堀江而通海。又堀小楠江又定墨江之津(古事記下卷)。仁德十二年十月。堀大溝於山背栗隈縣以潤田。是以前百姓每年豐之。同十三年十月。造和珥池是月築橫野堤(日本紀略前編五)。仁德十一年。鑿渠通海築茨田堤(俗稱堀江今森口堤是也)以避水患。是歲新羅人來貢因從是役(國史略卷一)。仁德天皇(三二六年)十一月。又堀大溝於感玖乃引石河水而潤上鈴鹿下鈴鹿上豐浦四處郊原。以墾之得四萬餘頃之田。故其處百姓寬饒之無凶年之患(日本書紀卷十一)。

(11) 盤余池 履中二年(四〇一年)十一月。作盤余池(日本書紀卷十二)。同年(四〇三年)冬十月堀石上溝。

(12) 灌漑の爲め下樋即ち暗渠を通ず 允恭二七三年(四三四年)三月七日。立木梨輕皇子爲皇太子云々(皇太子輕皇女を戀ふ歌)。阿資臂紀能擲摩那烏兔絢利擲摩那箇彌斯哆媚烏和之勢志那企貳和餓儺勾兔摩箇多儺企貳和餓儺勾兔摩去崎去曾擲主區津那布列(日本書紀卷十三)。足曳の山田を作り山高み下樋を走せ(古事記)。

(13) 高市池 推古十五年(六〇七年)。是歲冬於倭國作高市池藤原池肩岡池菅原池。山脊國堀大溝於栗隈且河內國作戶荊池依網池。亦國置屯倉。同二十一年(六一四年)冬十一月。作掖上池畝傍池和珥池(日本書紀卷二十二)。推古十五年(六〇七年)十月。倭國作高市池藤原池肩岡池菅原池三立池山田池劍池。山脊國堀大溝於栗隈河內國作戶荊池依網池天津池安宿池等。諸國遣使築池隨國大小功竟上奏天下无旱之憂百姓有富饒之謠(聖德太子傳曆下卷)。推古十六年(六〇八年)十月。有勅令作諸國之池休旱天憂(扶桑略記第四)。聖德太子傳曆曰推古十五年以皇太子厩戶奏作倭高市藤原肩岡菅原三立山田劍河內戶荊依網天津安宿諸池堀栗隈大溝。又曰同二十一年又作掖上畝傍和珥三池(大日本史食貨十三)。

(14) 長槭 巨勢威天朝臣雄宿禰之後也。男荒人皇極天皇御世遺佃葛城長田。其地

野上漑_レ水難_レ至荒人能解_レ機術_レ始造_レ長^{カシケ}堰_レ川水灌_レ田。天皇大悅賜_レ械田臣姓_レ也(新撰姓氏錄卷四)。

(15) 水 垂水公豐城入彥命四世孫賀表乃眞稚命之後也。六世孫阿利眞公孝元天皇御世天下旱魃河井涸絕干_レ時阿利眞公造_レ作高堤_レ以垂_レ水四山_レ。基_レ之_レ水_レ令_レ通_レ宮內_レ供_レ奉御膳_レ。天皇美_レ其功_レ便賜_レ垂水公姓_レ(新撰姓氏錄卷四)。

(16) 開道 神武即位前三年(前六六三年)六月。既而皇師欲_レ趣_レ中洲_レ。而山中嶮絕無_レ復可_レ行之路_レ。乃捷邊不_レ知_レ其所_レ跋涉_レ。時夜夢天照大神訓_レ于天皇_レ曰。朕今遣_レ頭八咫鳥_レ宣_レ以爲_レ爲_レ鄉導者_レ。果有_レ頭八咫鳥_レ自_レ空翔降_レ。天皇曰此鳥之來自_レ叶_レ祥夢_レ大哉赫哉。我皇祖天照大神欲_レ以助_レ成基業_レ乎。是時大伴氏之遠祖曰。臣命帥_レ大來目督將元戎_レ踏_レ山啓_レ行乃尋_レ鳥所_レ向_レ仰視_レ。而追之遂達_レ于菟田下縣_レ。因號_レ其所至之處_レ曰菟田穿邑_レ于_レ時勅警_レ曰臣命_レ曰。汝忠而且勇加能有_レ導之功_レ是以改_レ池名_レ爲_レ道臣_レ(日本書紀卷三)。太祖東征將_レ入_レ中州_レ鴨速津身命化爲_レ大鳥_レ。翱翔前導曰臣命從_レ之穿_レ山踰_レ險始開_レ菟田路_レ。太祖嘉_レ曰臣之功_レ名_レ道臣_レ。

(17) 神武天皇の開きたる要津及び浦港 日向國速水之門築紫崗水戸安藝國吉備河内白眉之津草香津茅淳山城水門紀伊名草津能野荒坂津(日本書紀卷三古事記中卷)。太祖東征其所_レ經由_レ有_レ速吸之崗築紫崗水門河内白眉津茅淳山城水門熊野荒坂津等_レ。蓋當時通津也(大日本史食貨十四)。

(18) 北陸東海西道及び丹波の交通路を開く 崇神十年(前八八年)九月九日。以_レ大彥命_レ遣_レ北陸武渟名川別遣_レ東海_レ吉備津彥遣_レ西道_レ丹波道主命遣_レ丹波_レ云々。同年冬十月一日詔_レ群臣_レ曰今返者悉伏_レ誅畿内無事。唯海外荒俗騷動未_レ止其四道將軍等今急發之。同月廿二日將軍等共發路。同十一年(前八七年)四月四日。四道將軍以下_レ平_レ夷戎_レ之狀_レ奏焉。崇神天皇條此之御世大毘古命者遣_レ高志道_レ。其子建沼河別命者遣_レ東方十二道_レ。而令_レ和_レ平_レ其麻都漏波奴人等_レ。又曰子坐王者遣_レ且波口令_レ殺_レ致賀耳之御笠_レ云々。如此平訖參上覆奏故大毘古命者隨_レ先命_レ。而罷_レ行高志國_レ爾自_レ東方_レ所遣_レ建沼河別與_レ其父大毘古_レ共往_レ遇于_レ相津_レ。故其地謂_レ和津_レ也(日本書記卷五)。垂仁廿三年(前七年)。故到_レ於出雲_レ拜_レ訖大神_レ還上之時肥河之中作_レ黑樸橋_レ。任_レ奉假宮_レ而坐爾出雲國造之祖名岐比佐都美飭_レ青葉山_レ而立_レ其河下_レ。將_レ獻_レ大御饗_レ之時其御子詔言是於_レ河下_レ如_レ青葉山_レ者見_レ山非山。若坐_レ出雲之石碕之會宮_レ葦原色許男大神以伊都久之祝大廷平問賜也。爾所_レ遣_レ御伴_レ王等聞敷見喜而御子者坐_レ檜櫛之長穗宮_レ而貢_レ上驛使_レ。爾御子一宿始_レ肥長比賣_レ故窃伺_レ其美人_レ者蛇也即見畏云々。(古事記中卷)(日本經濟全史*料)。

(19) 駿河國巴川架橋 慶長十二年丁未月日駿河國巴川(有渡郡に屬す)に始めて橋を架せらる。駿河國巡村記曰巴川(自注源淺畑地より出盧原有渡之郡境)板橋長十九間三尺、兩袖

一間一尺宛幅三間慶長十二丁未年始めて橋を架せらる。按ずるに江尻の驛は嚙普辻村本郷を以て驛舎とす。其故は治承頃より天正の末に至る迄横砂高橋の道筋官道也。然天正十九年辛卯の春大阪より道中奉行下り、駿府城主中村式部少輔一氏より蒔田主馬堀久左衛門・中島左門立會小芝城の外郭へ驛舎を引巴川を舟渡して、海船橋の西へ出るの處同年四月四日本郷より出火して不_レ殘燒失、慶長十二丁未年今の地に移し巴川に板橋を掛驛路とす。跡は元宿と云畑になりぬ(日本財政經濟史料卷九)。

(20) 尾張國堤破損 慶長十四年己酉月日美濃衆去年尾張國破損堤被_レ築後役百石に貳人宛百姓は一人宛但駿州近習衆役被_レ除(増補慶長日記三)。

(21) 天龍川舟橋 慶長十九年甲寅正月日。又天龍川舟橋出來御通以前諸人往還可_レ禁哉の由彦根九兵衛言上仰曰何可_レ禁や往還自由にすべし。但大勢一度に渡らば早可_レ被_レ一騎打に可_レ通由(増補慶長日記八)。

(22) 五畿内洪水 慶長十九年甲寅五月十九日。自_二京都_一飛脚來。五畿内洪水賀茂川堤切れ町屋流る。瀬田橋兩端板傾落云々。公開せられ可_レ修補_一由被_二仰付_一(増補慶長日記七)。

(23) 吉田橋御普請 正徳二年壬辰十二月日。吉田橋御普請御手傳秋田信濃守(文露叢十)。

(24) 三州矢矧橋 正徳三年癸巳十二月廿五日。三州矢矧橋御手傳被_二仰付_一稻葉伊豫守(文露叢十一)。

(25) 築地 萬治元年戊戌月日。木挽町の海手にて築地を仰せ付らる。其後赤坂小日向小石川本所等の築地方々に仰せ付らる(玉露叢十四)(日本財政經濟史料卷九)。

(26) 笠縫の堰堤修築 後鳥羽皇文治四年六月廿四日、宣旨を下して東大寺領諸國莊々役夫工米を免除せられしが、土御門天皇正治元年大井莊の隣地笠縫の堰堤洪水のため破壊して大損亡を被りしかば。國衛より大井莊に宣して同堰堤を修築せしむ。是れ水害防止の爲工役をこの堤防關係の莊家と公領とに課したるなり。蓋し當時揖斐川の本流は安八郡の西端即ち現在の杭瀬川筋を南下し、支流は郡の北端より東南に流下し墨俣にて木曾川に合流せるものゝ如く、笠縫の堰堤は一は用水を停儲し、一は氾濫を防止せるなり。故を以て大井莊にとりては最も關係深き樞要の堰堤たる論を俟たず。然るに大井莊は前記の水難に罹りながら。笠縫堤受取の所課の地築き難しとなし、在廳に反抗して寺家に訴へしかば。正治二年閏二月東大寺衆徒より院廳に奏して、當莊先例なきの故を以て堰堤役の免除を請ふ訴訟に云ふ。今往代不易の舊例に背き慥に其の役を勤むべきの由仰下さるゝ條、聖武天皇の御遺言に叶ふべけんや。豈又寺家御新造の本意ならんや、悲しいかな當寺四百餘年の今時忽ち皆免不輸の舊跡を亂さる。望み請ふらくは廳裁先例の任に證文を辨じ、大井莊堰堤役を今度免除せらるれば兩箇三大會用途妨げ無之滿寺の諸衆歡喜眉を開かん。然るに美濃國在廳官人等も莊家と利害

相反するを以て、亦奏して大井莊勤役の御沙汰あらんことを請ふ。是に於て同三月十一日院宣を下して大井莊に堤役を命ぜらる。

院宣に曰く大井莊堤事。右去年損亡未曾有の間一國米作なきの條萬民逃脱するの思を成せり。仍て莊公相共に修築すべきの由仰せ下されんぬ。當莊先例無しと雖も此の修築により水難を遁るべき者何ぞ遁れ申す可けん哉云々。

然るに莊家は尙「當莊無先例」を主張し、寺家より更に院廳に奏請せるを以て同三月廿九日再び院宣を下して堤修固の事、先例に依り免除すべき旨仰せ下されたり。是に於て同四月在廳官人等連署して重ねて大井莊の主張の理由なき仔細を訴へ奏せり。

在廳の訴狀に云ふ、大井莊彼の水難に懸りながら件の堤合力すべからざる由、本寺に訴へ申さしめ免除の院宣を申し下すの條無據不當なり。凡て流未に懸り用水をうけざる莊々も皆便宜により、往春以來所々の井堤役を勤仕せしむる所なり。随つて又彼の堤にかゝる國領地は僅かに十餘町、大井莊は數百餘町なり。設ひ國衛の結構なしと雖も、彼の莊最も發起せしむべき處國衛の勤を以偏に衛莊を立つるの要となし、國宣に背き枉げて訴訟を致し其役を遁れんと擬するの條未曾有の所行なり。此の如く互に歎きなし。堤の興力を成さず事毎に國宣を違背せしむるに於ては、彼の莊の甲乙人晝夜國領に亂入し、草葦を蒔り葦荻を取るの條早り制止を加へ永く停止せしむる者なり。何爲れぞ國領地は彼の莊の爲めに恣に山野草木を免じ、又水難の面を立て彼の堤を築しべけんや。何爲れぞ大井莊は若干の水難に懸り乍ら堤を合力せず、院宣を申し下さんや云々。

是に於て再び院宣を下して大井莊の勤役を命ぜらる。仍て重ねて東大寺衆徒より奏して免除を請へり。

解狀に云ふ右件の堤は管に國衛の大切たるのみにあらず、莊家として又樞要たるの條昔より皆顯然なり。在廳の訴其の理なきにあらずと雖も、本より國事の勤役一向奉免せられ畢るの間此の堤修固の一事に至りて催促せらるべきの理なし。仍て往代より皆免除四百餘年を経る所なり。今度若し此の役を勤め畢れば自餘の院事國役等之を以て例とし、連々切懸けらるべきの間一莊衰滅其の期近きにあらんか。此の莊若し又失ひ畢れば權者人を化して始め置かれし所の華嚴、法華兩大會何れを以て用途となし、之を勤行せしむべきや件の兩會は是れ鎮護國家の御願、彼の用途は偏に當莊の勤たり。何ぞ此の最少の課役により其の御願の斷絶を顧みられざらんや。況んや洪水連々たるの間堤の修固又連々當莊毎度之を勤めずと雖も、其の防河未だ闕けず今度何事の違例不足により在廳強訴申さんや。年來勤仕の足に其の地失ふ可からざるの故なり。就中先例なきに依り免除せられ畢ぬるの由、去月已に院宣を下さるゝの後農程も經ずして、猶催勤すべきの旨仰下さるゝの條、滿寺の愁衆徒の歎只この事に在り云々。

依て同五月十一日更に院宣を賜ひて大井莊の堤役を免除し其の旨在廳に下知せられ、茲に笠縫堰堤役の諍論は其局を結びたり。是れ後の大垣輪中水利問題の最も古きものなり(大垣市史)。

(27) 津布良堤の修固 伏見天皇永仁四年九月鎌倉執權北條相模守貞時並陸奥守宣時より將軍久明親王之旨を以て、北條時村に令して大井莊をして美濃國津布良莊(今の安八郡和合村字津村)の堤を修固せしめ、彼の莊子細を申すと雖も其の沙汰あるべき由執達せり。蓋美濃守護(藤崎泰綱の弟辰村ならんか)の請に依るものか。從來大井莊には斯る國役を課せら

れたる先例なかりしが、關東の命なれば大井莊よりも役夫を出し、笠縫青柳等近隣傍莊の住民と共に同莊堤を修固せしものなるべし。翌永仁五年六月大井莊政所宛書狀に「津布良墨俣兩所堤の事に依り談じ申す可き事等候。今月〇日早朝墨俣宿へ御寄合あるべく候」とあり。此の年も亦大井莊より役夫を出して津布良墨俣兩所の堤を修築せしなるべし。當時未だ今の澤渡川はなく、揖斐川の支流は安八郡の東北境を流下して墨俣にて木曾川に合したれば、墨俣堤は大井莊と利害關係あり。是れ大井莊より役夫を出したる所以なり(大垣市史)。

(28) 濃州洪水 雄心公(長盛) 大垣御在城の刻宮内九左衛門茂清郡代にてありけるが、或時濃州洪水にて川々大に漲りければ九左衛門出張して領内川々を檢分す。長州領と我領との堺の川取分ち暴漲して兩方の堤孰れか追つけ切れんとする様なれば、九左衛門急ぎ人夫に申付け尾州領の堤を切れば、水は飽まで漫り田地五萬石計を打流す。九左衛門は立歸り此の儀公へ言上す。此の跡にて尾州の郡代も出張するに、堤は既に切れ居りければ委細の儀聞合せて尾州へ言上すれば、尾州より使者を以て九左衛門を召さる。一番皆危みたれども九左衛門は少しも臆せず尾州へ參向す。尾州より「何故此方領の堤切り候や尋ね度」とあれば九左衛門は「主人領分若し流失仕候へば。小祿の事故甚難儀に及び御軍役相動兼候。其御許様は御大身に御座なされ候へば。御損耗も強つて御構ひなさる間數旨存候に付。理不盡ながら切り申候」と申し述べれば「此度は尤に候へば。其向にて宜敷候へ共。向後左様の節相談に及ばるべき旨」返答ありければ、九左衛門早速立歸り公へ返辭し奉るとかや(岸和田藩志)。

(29) 琵琶湖の治水 明くれば慶長六年二月家康「大津の城は山岳隣接して要害宜しからず勢多に移すべし」とて國々の大名に課せて膳所崎に城を築かしむ。奉行八人を附し夜を日に繼ぎて築きしかば。やがて其功なれり。此の年六月家康本多佐渡守正信を召して曰く「古今の戰場を考へるに勢田・不破・鈴鹿是を三關と云ふ也、中にも勢多邊は可_レ搯_二其吹_一拊_二其背_一の要害地なり。今膳所に城を築て誰れをか置くべき」と。佐渡守答へて曰く「御家人英雄各要害の地に居り今残れるもの候はず、但し戸田左門一西其器に當れり。武勇といひ理知義なる侍に候へば、假令上方の大名残らず蜂起すとも、慥かに守るべき侍に候」と。家康曰く「彼が俸祿三千石なり、城を守ること能はじ」と。佐渡守曰く「吾は人の吟味を任る也、小祿を大身になし玉はん事は君の御心に在り」と。是に於て二萬七千石の加恩ありて膳所崎の城主となされき(老子雜話明良洪範)。此の時蓮花王の花壺を恩賜あり、爾後琵琶湖の水の漲溢を防ぎ、新に田畑を墾き大に民利を圖る(同)。

(30) 戸田氏鐵民政 氏鐵公天資英邁にして治道の要務に通ず。當時天下既に靜謐に歸したれば、宗廟社稷の長計を立てんには須らく國利民福を興さざるべからず。内は治に居て亂を忘れざるの心を以て大に尙武の道を講じ、外は租稅夫役を寛かにして殖産興業に勤め、以

て國家の大本となさんとて、大垣入城以來専ら勤儉を以て士民を誨導し、親ら領内を巡視して殖産の計を盡し、命じて荒蕪不耗の地を調査し盛んに之を開墾せしめて沃土良田となし、數年ならずして新収入八千餘石を獲、尋で又五千石を増收するに至れり。又城北根尾谷の山林濫伐を禁じ、兼ねて植林の法を設け一方には段木の制(段木はツダとも云ひ、山方にて丸木のまゝ數尺に伐り河川に投じて大垣に流し、其着到を待ちて引揚げ家臣の分限に應じ幾間かを分與し、各自之を割りて薪となすもの)を定むる等、山川國土の經營に意を用ゐたり。而して木曾・揖斐・長良三川は所謂美濃の三大川にして、古來洪水の患絶へたることなし。特に慶安三年九月二日の洪水の如きは、大垣市街に於て人家の天井上まで浸入し、流失家屋三千五百二軒、死者千五百五十三人、牛馬斃死七百頭、堤防延長四十七・八里の内三十五里所々大破壊を生じ、岐阜より養老まで漫々たる大海の如くにして陸地を見ず其の慘狀言語に絶し、士民の困難譬ふるに物なかりき。是れ俗に所謂寅年の大水にして、氏鐵公入城より十六年後のことなり。公はこの慘狀を目撃して日夜憂慮措く能はず、あらん限りの救恤法を施すと同時に水害善後策を講じ、先づ船町より桑名に通ずる河川の下流川口村地内に水門を設けて、浸水を防ぎ又大瀬與三右衛門・安井甚兵衛・拓植清右衛門外數人を選びて江戸に遣はし、幕府に請ふて治水の法を精査せしめ、其の歸還を待ち所々の河身を變更し、或は堤防の修繕を施す等幾多の大工事を竣功せしめ、以て人心を安堵せしめ後來被害なからしめんことを期せり。(同)。

(31) 戸田家時代文政七年申正月五人組御仕置帳

- 一. 用水掛引先規の例を以て常々申合置争論無レ之様可レ仕候。水論境論等の場へ刀脇差・弓・鐵砲・長刀等持出令=荷擔=者有レ之は其科本人よりは重かるべき事。
- 一. 堤川除不レ切様常々心懸置。洪水之時は村中のもの出合随分可レ圖レ之。大造成 道橋 損亡に可=相成=所は小破の時可=修覆=。及=大破=實に自普請難レ成所は可=訴出=。遂=吟味=御入用にて可=申付=。請取場常々無=油斷=道橋造り可レ申候事。
- 一. 樋戸前道具並鐵物川除棹杭欄等之類盜取族有レ之間常々心懸見廻不レ盜様可レ仕事。
- 一. 満水の時堤川除圍候節又は盜人狼籍者並火事有レ之聲を立て候節村中の者十五歳以上六十歳以下之男は不=殘可=出。若其揚江不=出合=者有レ之は。庄屋年寄令=詮議=可=注進=事(同)。

(32) 國役普請 元來我が美濃國には木曾・揖斐・長良の三大川を初め諸川交錯し、一朝洪水に會すれば川除堤防の破壊すること尠なからず。依て國役普請として幕府領・尾張領・大垣領・加納領・高須領其外各給所在々川除堤防の 破損所は 其領地の石高に應じて百姓人足を出し、國中一統に國役普請として之が修理を命ぜられしが、寛永十三・四年頃一萬石以上の諸大名は其の領地を限り各自普請を命ぜられ、一萬石以下の旗本諸家のみ國役にて普請する様取定めらる。但し自領に普請所なければ一萬石以上の大名にても國役人足を出し、又一萬石

以下の旗本にても望によりては、其の領分を限り自普請を許されたり。是に由て大垣領在々普請所は寛永十三・四年頃より國役普請と分離して、單獨に領内百姓中より人足を出し自普請をなし來れり。十萬石領分中堤防川除影しきを以て、毎年正月月上旬より百姓人足を出し、或は五里七里或は二里三里づゝ遠方へ出張して四月中迄も勤役せしかば。各自家業の耕作等手廻しもなり難く、且つ彼是入用も嵩みたるを以て百姓中大に心痛し、遂に正保二年上書して夫役の代りに夫役米を上納し、藩主に於て普請せられんことを請願せり。

當時右夫役の外領分中より上納せし小物成其外小役に左の如きものあり。

- 一、高百石に付米二石宛夏成代米として上納す。
- 一、高百石に付金子一兩づゝ夫金として毎年上納す。
- 一、御普請繩並藁百姓中より之を出す。
- 一、出水の節堤防保護に付入用の松明百姓中より之を出す。

前記夫役米請願の際此等の小物成及び小役の分も赦免ありて、其代米を上納せんことを同して請願せり。

是に於て時の藩主氏鐵公は百姓願意の存する所を聞届けられ、願の通り小物成諸役共代米を以て上納せしめらる。

當時郡奉行の見積れる代米左の如し。

- 一、米二千五百石、國役人足之代。
- 一、米二千石、夫金代米（高百石に付一兩宛出せる分）。
- 一、米百二十四石、御廩並家中馬糞藁の代米。
- 一、米二百石、遺藁同繩の代米。
- 一、米二千石、夏成物代米（高百石に付二石づゝ出せる分）。
- 一、米五百石、鷹餌料丈の代米。
- 一、米百二十六石入草の代米。
- 一、米五十石、松明の代米合米七千五百石（七分五厘米）。

即ち十萬石につき七千五百石なれば、高百石につき七石五斗づゝなり。依て之を七分五厘夫役米と云ふ。夫役米割方は七分五厘の内、四分は領内十萬石の石高に割當て、三分五厘は人數に割當てたり。但し年の豊凶其の他の理由により、年々夫役米に多少の増減あるを免れざりき。

七分五厘米上納の規定左の如し。

七分五厘夫役米可_レ納覺

- 一、七厘五毛春夫役。
- 一、七厘五毛夏夫役。
- 一、六分秋夫役。

而して春は五月中納、夏は七月中納、秋は九月中納右の通り三度に可_レ納並勘定其年の霜月中に可_レ仕事。右夫役米の外猶別に百姓中より相勤むべき夫役あり。

當時百姓中より代官に差出せる請書によれば即ち左の如し。

- 一、御上洛並御公儀際より被_レ仰付候御普請御用の事。

- 一、御陣並御國代等の時分人馬御用の事。
 - 一、洪水出申候所々御堤切申すか、其外急なる御普請等御座候はゞ何分にも人足出し可申候事。
 - 一、御材木・段木川流し、其外何れにても小人数にて不レ成儀御座候て御百姓中御遣し被レ成候はゞ相應の御扶持方米可レ被レ下候事。
 - 一、在々御用に付被レ遣候諸役人着替持其外輕き村送りの人足如レ如に相勤可レ申候事。
 - 一、村々井水並水落の江堀御普請村々人足を以て相勤め可レ申候事。
- 前記箇條の通仰付られ正保三年四月百姓中より請狀差出し、爾來二十有餘年無事勤役せり。

然れども七分五厘夫役米上納の上右様の勤役有りては百姓中殊の外迷惑せしかば。藩主氏信公之を聞き寛文七年命じて實狀を取調べしめ、十萬石百姓一統より差出せる口上書に従ひ、七分五厘夫役米上納の外他の夫役を免ぜられたり。

越へて元祿二年領内夫役の事左の如く改正せられ百姓中より請狀を差出せり。

元祿二年百姓中改請狀

- 一、御國堤並川除御普請等は御役人にて被レ仰付候。乍レ然御普請所大分之時は日一金被レ下置御百姓も相勤候御事。
- 一、糠藁繩等は代米を被レ下置御百姓差上候御事。
- 一、御底秣は代米を被レ下置大垣町人に被レ仰付候御事。
- 一、井水普請村送は人足等は前々の通は御百姓相勤申候御事。
- 一、御公儀御普請御上洛朝鮮人御出陣等は勿論、惣て御公役御役之儀は前々の通り御百姓相勤可レ申候御事。
- 一、御段木流し山中御用等罷田候節は御扶持方被下置前々の通相勤め可レ申候御事。

元祿二己巳年八月斯くて從來の七分五厘夫役米以外の小物成・小役等は概ね代金若しくは代米を給して勤役せしめらるゝに至れり(大垣市史)。

(33) 新用水路 新川と云へば石生村で吉井川から引上げた水が、豊田村を過ぎ太田村熊野より我村には入つて西に向ひ、吉岡村大字大家宗堂より瀬戸町に入る所の田用水路である。口碑によれば田原より吉原邊に至る迄の用水路は用水と云ひ、徳富より以下は是を新川と云ふ。何故かと云ふに是は吉原邊迄は以前(池田忠雄公の時)より用水として出来て居た。それ以下の用水路は元祿年間、池田の老臣津田左源太の監督の下に新に造られたから、それで此邊の用水を特に新川と云ふ。熊野の高岸險は昔切りたつた崖で下は直様河水が洗つて居た。そこに大きな用水路を付けようといふのだから並大抵でない。特に左源太の苦心したのは此の大きな岩石を如何にして割るかといふ事であつた。何となれば其時代には未だ石割に使ふノミの發達も十分でなし、又石割の方法もまづかつたからです。左源太は種々試みたが何うもうまく行かない、依つてそれとなく熊澤蕃山に石割の方法を聞くと、蕃山は「岩の上に種油を流して焼いたらよい」と教へた。すると左源太は「其外に方法はないか其の位のことは俺も知つてゐた」と。負けぬ顔して歸り毎夜人知れず油を焚いて、岩を割り取り此の険しい處に用水路を通したと云ひ傳へられてゐる。永仁四年丙申九月關東より下知して、大井莊を

して津布良莊堤を修固せしむ。同五年丁酉六月大井莊・津布良・墨俣兩所堤の修固に従ふ。靈元二千三百二十三年寛文六年丙午正月揖斐川及び杭瀬川堤百石に付三十八間七寸三分宛、組頭衆へ割付水防せしむ。六月曾根村城裏堤切入水。同二千三百四十一年天和三年癸亥六月揖斐・長良兩川洪水被害多し。六月二十三日曾根堤切入水。同二千三百四十八年元祿五戊辰八月揖斐川洪水。八月十九日堤切入水。同二千三百五十年元祿四年辛未六月四日難波野堤切入水。同二千三百五十年元祿九年横曾根八鶴森川凌の廉により時暇下賜。同十一年戊寅四月水門川改修。同二千三百六十一年元祿十四年辛巳八月木曾川・揖斐川洪水。八月十八日柿之木戸堤切入水。同二千三百六十四年寶永元年甲申三月大川通出水五合注進始まる。同二千三百六十四年寶永五年戊子池が廢池と成つて耕地を増した計りでなく、此太田・吉岡兩村の申合に昔條里制(昔の耕地整理)が行はれて居た、田地が此所に至つて眞に意義あるものとなり、良田となつたのである(太田吉岡村誌)。

(34) 明治二年己巳六月二十九日太政官辦事局伺 左の伺書を差出し指示を請へり。翌七月七日附辦官御役所より夫々指令あり。左に其の伺書並に指令を擧ぐれば水害の條

左に其の伺書並に指令を擧ぐれば水害の條

一、昨年之儀は非常之兵事御座候上稀成水害にて、收納格別相減用米必至差支候に付。百姓共より年貢先納の筋に爲仕置候分御座候。

右者追て見込を立可し奉り伺候得共。兼て御聽置可し被下候(大垣市史)。

(35) 大垣地方年表 土御門天皇一千八百五十九年正治元年己未正月頼朝薨頼家嗣ぐ。笠縫堰堤洪水のため破壊す。

一千九百五十三年永仁四年前田堤切入船町水門川凌。二千三百八十一年享保六年辛丑七月十六日前田堤切入水。二千三百九十年享保十六年庚戌八月曾根村堤切入水。六月廿八日曾根前田堤切入水。二千三百九十六年元文三丙辰六月大川通所々に水除龍神札立。二千四百四年延享三丙寅五月十六日柿木戸大樋伏替。二千四百十一年寶曆三癸酉十二月幕府薩州藩水曾・長良・揖斐三大川治水工事を命ず。川口村水門修葺二千四百二十四年明和五年戊子川口村水門建替。二千四百五十年寛政四年壬子東久瀬川五百羅漢前に板橋を架す。同寛政七年乙卯八月廿七日高瀬村堤切入水。二千四百七十年文化十二年六月廿七日曾根村堤切入水災。同七月九日再入水出水三合注進始る。二千五百二十年萬延元年三月十八日杉野堤切入水。五月十一日再大垣洪水(大垣市史)。

(36) 田原井關用水筋締り書付 田原井關用水筋近來不情相に付寺地より江尻迄、六箇村の間一向用水下不申右村々殊の外及び難澁關切樋指等付候ても、關切樋を指候ても早速關を入樋を抜申段宗堂より下水下り不申段、村々御百姓中村役人斷出其趣度々被申出候に付、今は水下一等寄合情相メリの儀申談相極め、此上不情相有之候は急度相改御斷申上御メリ奉願上候儀と水末村々より被申出候に付、申談左の通り相極め申候上は村方へ御申付置可被候。

- 一、田原上村より同下村迄の關朝七つに切り晚六つに關を入、樋も同事に可仕候事。
- 一、原村本村關朝七つ半に切り晚六つに關を入、樋も同事に可仕事。
- 一、吉原より徳富迄朝六つに切り晚七つ半に關を入、樋も同事に可仕事。
- 一、二日市より梅保木迄樋朝六つに指し、晚七つに抜き申す可き事。
- 一、大井村より宗堂村迄樋朝六つ半に留、晚八つ半に抜き可申事。

一、寺地より江尻迄は水漕の内取可申事。

一、關木目通り二尺五寸廻り丸木入可申候。

若しこの書付に少しにても相違の胴木有之候は、關切りの者流し取不申事。

一、願なしの樋は水下より急度相揚可申こと。

右の通り相談相極候村々御百姓中へ念入御申付堅く相守らせ可被申候。此上不清相の儀有之候は、急度相改め御メリ願上候。一統申談の儀に候得ば右の趣御メリ念入可被仰付事。

安永六年酉五月二十二日大庄屋鍛冶屋村才兵。

右の通り私共相寄せ相談の上メリ相極めの通村方へ申渡し一等承知任り候に付、右御請申上候。

以上二十五箇村名主連名(太田吉岡村誌)。

(37) 田原御用水筋御普請其外水下溝見極帳

一、井關、田原上村

一、大樋、同村

一、山裏水越、原村

一、毘沙門左溝頭分木、釣井村

一、荒手、田原上村

一、山裏底樋、田原下村

一、三つ頭分木、吉原村

一、掛戸樋、徳富村

一、矢げん谷水越、徳富村

一、岩崎餘樋、徳富村

一、足おさ荒手、徳富村

一、新溝下大川除、保木村

一、谷尻砂留巻石、鍛冶屋村

一、谷尻砂留巻石、鹽納村

一、馬渡り底樋、瀬戸村

一、番所餘樋、森末村

一、同所荒手、森末村

一、定森底樋、下村

一、同所餘樋、下村

一、大川神鼻悪水樋、下村

一、用水筋埋廻上退所繕共右二十一箇所新溝高溝。

一、用水堤服築上置等村切請取普請又は御奉行様付にても諸入用其村構但大破におよび候は、兩組立合見分の上臨時に取計可申候。

一、洪水或は御用水取申候間堤切申候は、早速大庄屋へ申出見分を請跡膳仕申分兩組構内所樋有之場所は抜き候は、其者構。

一、村々山瀬溝悪水溝筋不埒の儀有之候得者。其趣に依て砂馳出堀上其村々へ堀上させ可申候。

一、御用水筋村々關場に先年申談の外不埒有之候へば。其趣次第其村より廻上げさせ可申候。

一、御用水溝内丈走りに間々と作物仕付候場所相見え候。向後屹相止めさせ可申候。若し心得違少にても毛付有之其所退候はば。石垣芝平共其者より仕せ可申候。

右の通此度兩組立合見分の上相改極置申候。向後村役人彌以心を付不メ筋無之様に取計可申候以上。

天明七年未正月二十六箇村名主連名右の通り立會見届前文の通り受け届候以上。大庄屋鍛冶屋村七五郎同彌上村喜平治。

舊藩時代には通水の時期は日々監督として藩より一名を遣はし巡視させて居た。封建時代の事ですから、無論總ての事が命令的で例ば子供が此用水で水泳でもしてゐると叱り、樋差に少しの違法があるならば直様公儀に引立てると云ふ風に制裁が随分厳しかつたため、敢て法を犯すものは無かつたから通水は十分で、殆ど田用水の缺乏するやうな事はなかつたと云ふが、維新後に監督も昔時の如く厳に行はれず、随つて勝手な行動を取るものも出来田用水に不足を付る事さへあつた。堤防口碑による延寶八申年今の倉元邊から上へ十八間程の間堤防をしたのが最初で、其の時の奉行は村田小左衛門と云ふ人であつたと。然し是より先き寛永二十一年九月の檢地帳寫本にカラト堤キハ等の地名を載す。是を見ると最早寛永以前に堤防の一部は出来上つてゐたものと思はる。明和四年九月大川堤腹付敷引地帳には長さ八十間二

尺、幅五間。天明四年十一月大川腹築引地帳には長さ九十八尺、幅六間法高手一間半。寛政四年閏二月大川堤築堤御普請引地帳長さ百四十間、幅四尺とあり。寛政九年二月の大川堤腹付引地帳には長さ四十二間、幅六間とあり(同)。

(38) 用水路に関する古文書 乍恐口上。

一. 盤梨郡梅保木村・保木兩村の内へ私共出作地渡川と申所、兼て平末にて御水行届不申難澁の場所にて御座候。然る所當之は根付事は南方村より渡川溝頭に新に溝堀り、同村新田へ水下申候。殊に引落水にて勢強御座候得ば。渡川の内彌々水行届不申迷惑仕候。右新溝に度々水防仕漸根付申候。右防ぎ度々南方村より伐放し申に付土儀三・四儀にて關留め當時水入居申所、又々同村より切流迷惑仕候。新溝へ少々にても水取候様に相成候ては。渡川の内指當り早損仕當荒にも可相成哉と恐多奉存候。何卒是迄の通り渡川御用水故障無御座候様に奉願上候。乍恐右の段御役界奉申上候以上。子五月梅保木村小十郎・二日市村九平次(以下十一名)同村判頭五名連署(同)。

(39) 樋に関する古文書 保木村の樋

- 一. 瓶樋(奥池)一つ、長十六間四尺五寸、内徑六寸、内口繼木樋内法四寸、法堅樋一つ、長さ五間、内法四寸方。
- 一. 水樋(新溝筋堤)一つ、長一丈五尺五寸、内法一尺四寸、片戸指込。
- 一. 掛樋(池尻)一つ、長二間半、内横八寸、高七寸。
- 一. 石樋(新溝筋岩崎)一つ、長さ四間、内法横五尺、高三尺五寸、片戸二枚中柱立扇板脚布板入合五口、内二口池樋堅樋共一口、懸樋一口、水樋一口、石樋。

右印判の通相改申候以上。明和三年戌右の通に有之候。見分の節此帳面願控に相添へ案内可有之候。据替にて寸法違有之時は居方の奉行に直しを請ひ判願取置き可申にと保木名主河原幸次郎(同)。

(40) 池田水溝歎願書 乍恐口上。當村兩池は先年より石歩谷水掛け溝にて取り來り申所。大庄屋吉谷の三右衛門殿御構への時分水論仕り三右衛門殿御出分水被仰付置候所。當六月朔日に大井村より大勢役人參り。右掛溝一ノ口先年より開所底石堀り揚げ申。多田原村へ水取せ不申故。同二日朝當村より役人出し右の關石を以て開申處。同日の朝食後に又々大井村主五人組頭衆村中を召連れ參り二日の朝當村より直し申聞堀落申に付。當村よりも銘々罷出大井村名主五人組頭村衆中先年より兩方へ取り來り申。水殊に此谷水と申は半分餘も多田原村山より落申儀、如何様の埒にて斯様成理不盡仕可申候哉と詮議仕申候へば。大井村より申は大井村池に一升溜り不申内は水多田原村へ遣申儀成り不申候。無左候へば多田原村山裾に掛溝を付水取申様にと名主多左衛門五人組頭孫兵衛被申候へ共、先年より只今迄此溝にて取り來り候處に只今新溝多田原村御百姓自力にて難成と申候へば、多田原村へ水少も取せ不申

既に兩方喧嘩に及申様に罷成申故當村名主五人組頭呼二人を戻し申候へば早速罷出、大井村名主五人組頭衆へ斯様に此所へ大勢罷出若喧嘩杯に成申候はゞ。御公儀様憚恐多く奉存候と斯く兩方相談の上にて水分け兩方共人引可然と申候へば。多左衛門被申候は今日より夜中大井村へ水取は明三日早天より片付多田原村へ水遣可申候との儀に御座候に付。多田原村より申は左様に片付申儀は前日より不仕谷水と申は今日より明日は大きに減り申儀に御座候と申。兩方詮議埒明不申候故。當村名主五人組頭申は此所へ大勢罷出若喧嘩杯に成申候ては御公儀様憚恐多く候間、多田原の者共は引申候様に申付。名主五人組頭無是非夫より大莊屋徳富村助五郎殿へ參御斷申上候へば。大莊屋殿早速御出被遊御見分の上にて兩村へ水御分け被成兩方共御請申上。兩村御百姓申引申候所同四日大井名主五人組頭衆村中召連罷出。大莊屋殿御見分の上御分水の一口關石を又々堀落し申に付。其節多田原村御百姓中出合可申候哉と當村名主五人組頭へ伺申候へば。先罷出申儀無申頃日大莊屋殿御見分にて御分水被遊候處又々左様に仕候へば。御公儀様をない頭に奉存仕形に候間此方よりは徳富に參り大莊屋殿へ右の旨御斷申上可然と用に付。夫より助五郎殿へ伺可仕御斷申上候へば急の内口上御聞可被遊との御言にて同六月に兩村口上御聞被遊助五郎殿被仰候は兩村共御公儀様へ御厄介申候儀如何に候間。自分存寄了簡に伺候哉と御意に御座候て。石歩谷不殘當村へ取申可と申埒にては無御座御了簡にて水御分け被爲下候はゞ可奉畏申上候へ共埒明不申故。助五郎殿より秋山太郎右衛門殿其外名主衆御頼御同道にて同十二日に梅保木村へ御出兩方口上御聞被遊候得共埒明不申故。兩方へ口上書指出し申儀に被仰付村中口上書相調指上申處。先年掛溝を付替申節多田原村より大井村證文仕相渡申由にて。此度大井村より指出申趣助五郎殿より同二十四日に罷仰聞村中寄合考申候へ共。左様なる證文大井村へ相渡申儀村中一人も覺不申候。たとへ萬一證文相渡置候ても前々より兩村へ水分け取來り。只今迄御百姓仕居申所に自今以後大井村池に溜り不申内に多田原村へ水取申儀成申候ては村中行當り迷惑仕申候。大井村池五十年以前迄は小池にて御座候へども。夫より度々堤前築上置御普請被爲仰付追ては大池に罷成申候。右の通り大井村多左衛門より六月六日に助五郎殿へも被仰大井村池に溜り不申内は當村へ水取不申との儀に御座候へば。根付後二日の間に右石歩谷と申は當村へ參り申儀は御座有間敷候。左候へば毎年日損に及び村中迷惑仕可申奉存候。何とぞ御了簡の上水取り申様に被爲仰付候はゞ難有可奉存候。乍恐御斷申上候。以上享保七年七月十二日多田原村五人組頭助兵衛同村判頭四名連署惣百姓中二十七名連署多田原村名主梅保木村與一兵衛(與書省略)(同)。

(41) 吉井川の中州に就ての爭論古文書 盤梨郡梅保木村の内吉谷と和氣郡勢力村川州開畑爭論のこと

一、吉谷より申候は熊野大川近年西へ付替り川東古流の跡中州にゴミ溜り凡二町計開畑に可願上の處。享保二十年十一月八日勢力村より人牛罷出右之場所開申附。早速吉谷より指留

可申と申合候處。作奉行大庄屋も承知の上先出合何かと可申儀は指留候事。先年は徳富村熊野高保木より二日市村中の市御籤外の一里塚へ見透し大川の中筋よりよほど東へ寄道附居申候處。徳富村吉谷の田地川落荒に成古川跡西の方川邊にゴミ溜中洲の出來仕候事。享保六年御城米船破損の節二日市村徳富村吉谷村より御米取揚作州大戸村へ證文取遣候得共勢力村よりは出合不申候事。

一、勢力村より申候は中比大川二日市村御籤下舟水尾にて其節迄勢力村御高二百五十九石餘御座候處。其後川筋段々東へ付替り畑川落に成御高の内二百一石餘減じ申候。此度開畑の場所右減高の内阿十郎畑の續き寛永二十一年御下札表荒畝八町九段餘の場所に紛無御座候。享保六年御城米船破損候節勢力村よりは出合不申旨吉谷より申上候得共。其節早速船三艘人夫出し御米川西の河原へ取揚申候。吉谷の儀は山後の村救船は取持不仕其上早速は不存。追て承候て人出し世話仕申候事。

右の通に御座候間全く勢力村の開所にて御座候旨申出右の通双方より申出候に付。神屋久次郎・村上藤左衛門・御郡奉行原彦八郎・早川清左衛門・御郡目付鹽田村太夫・寺崎茂左衛門罷越見分の上双方申分ん。猶又逐吟味の處吉谷の申立に三・四十年以前の水尾筋只今有之場所の上に付。舟通り阿十郎畑岸にて候處其以來水尾筋西へ寄候赴申立候得共老年の者共決して覺不申候。尤吉谷にも川成荒所凡一段九畝有之といへども勢力村には川成荒凡十町有之減少高も大分の事に候。先年の下札も致所村地面勢力村の方阿十郎相續にて有之。村内外に十町餘の荒に成申場所無之。其上吉谷には何の證據に可成儀も無之候。殊に中州開の場所西外れ川中央より餘程東へ寄候條旁々以右の土地可爲勢力村の開所候也。元文三年午三月西村久五兵衛・早川清左衛門・鹽田彦太夫(同)。

(42) 濃尾水損堤防修築 慶長十四年己酉二月日美濃尾張兩國去年水損の堤防を修築せしめらる。

官本當代記五月條曰。美濃・尾張國去年破損堤被_レ築給役百石に貳人百姓役百石一人也。駿河近習衆給役被_レ除(創等記慶長年錄慶元年記同じ)西洞院時慶卿記九月條曰。久世村より(按ずるに山城國乙訓郡吉田家の領地なり)明日堤の普請公儀より被_レ申付_レ候。禮に人を出し可_レ申旨相觸候。又十日條曰久世へ左近丞遣候普請は惣次の儀と別而不_レ及_レ禮。

大三川志曰。去年の洪水に破壊する尾州の川の防堤の修築を命ぜらる。因て濃州の給人は高百石人夫二人庶民は百石一人を出すべし。駿府の近臣は役夫を免除す(朝野舊聞稗稿五百十七)。

(43) 沿岸注意揭示 慶長十六年辛亥三月十九日條々

- 一、堤と川除との間に牛馬を放飼すべからざること。
- 一、道の外猥りに通るべからざること。

一、植木指木にさはるべからざること。

右の條々於=相背族-者可レ爲=曲事-者也(憲教類典抄廿八)。

(44) 宮川堤修復料御禮參府等記事 正保三年丙戌月日三方共御願申上宮川堤修復料銀三拾貫目被_レ下置-候。爲=御禮-當番喜多出雲參府仕同年五月御目見御給被_レ下候。其砌石川大隈守様より被_レ下候御狀にも御訴訟などの御禮申上吳服など拜領之儀は終無_レ之事之由被_レ仰下-候事。其後貞享元年堤修復料被_レ下候節當番參府仕候處。御役人方へ申上御目見は無=御座-候事(參照宇治山田領之内御普請所之事)。

宇治山田領之内御普請所之事。

一、宮川堤 一、大湊波除堤 一、宇治大橋

一、國宮橋(參照)宮川堤之事。

一、右堤之儀往古より築立有_レ之事にて三方會合より堤番付置。晝夜見廻らせ年々修復相加へ常々心を附堤丈夫に有_レ之權取計候事に御座候。往古より會合に奉_レ願候。閏所金之内寛永元年修復料に被_レ下置-候例を以て正保元年堤大破之砌御願申上同四年銀三貫目被_レ下候。貞享二年新堤築立候節銀二十貫目。元祿十五年金五百兩。寛永六年金九百四十三兩餘。右毎々御願申上被_レ下候。寛保元年八月大洪水にて夥數堤押切候に付。如=先規-堤修復料御願申上候處。爲=御見分-同年十二月多羅尾四郎右衛門殿・大野左太夫殿・安松藤右衛門殿御越被_レ成御入用積り立被_レ成。御覧ひの上從=御公儀-御普請被_レ成下-永々御普請所に被_レ爲=仰付-候。尤小破之節は會合より修復相加候事にて。右入用金は町在より買取集候處。御改正後は破損有_レ之節は其段御役所へ申上。修復入用高會合にて積り立候帳面入=御覽-取計方御伺申上候處。入札を以請負可=申付-旨被_レ仰聞-落札之者へ修復請負於=會合所-申付候。尤金子は如=先例-町在より買取候様被_レ仰渡-候事。

一、去る子年七月堤破損之節金百五十八兩二歩を以落札。中川原丸屋伊右衛門被_レ申付-修復出來仕候。右入用金普請中は三ケ度に從=御役所-拜借相渡し皆出來之上町在より買取返上仕候事。但買之割十五貫割大湊之儀は波除堤少破取繕ひ申候故此割方に相除候。先例故此度も不=相掛-候。

一、堤間數七百二十七間。但六尺五寸竿。

一、同所出水丈尺堤石壇十二段有_レ之常水より一段九尺五寸、二段一丈五寸、三段一丈三尺、四段一丈五尺、五段一丈七尺、六段一丈九尺、七段二丈九寸、八歩二丈二尺八寸、九段二丈四尺八寸、十段二丈六尺五寸、十一段二丈八尺、十二段三丈六寸。

右常水より之水高に御座候事(日本財政經濟史料)。

(45) 大湊波堤之事

一、大湊之儀は向ひ地三州・尾州にて風雨の節は遠州灘之沙押入物中難澁に付、町裏通波除圍として堤築立有_レ之候。寶永年中大地震津浪之節同所八幡之裏手の山崩れ込み海底と相成候由。其頃築地等もいたし築屋敷と唱候處も有_レ之。右堤享保十三年七月八日大風雨洪水にて悉破損仕少々之波風にても町中迄沙打入物中甚難澁いたし候に付。普請入用積り高千三百三十兩餘、三十年賦上納之積りを以拜借御願申上候。段々御取調之上。同十七子年從=御公儀-金千八百兩にて御普請被_レ成下-候事。

一、元文三年大破之節御願申上翌未年御普請被_レ成下-候。其後寛保元年、延享四年、寶曆三

年,同十一年明和五年,天明七年六ヶ度大破之節翌年,翌々年之内に御普請被_レ成下_レ候事(諸舊例並近例書)。

(46) 山川掟覺 寛文六年丙午三月廿五日於_レ京都_レ牧野佐渡守殿被_レ仰渡_レ候御條目覺山川掟之覺。

一、近年は山々草木之根迄堀取し故。風雨之時分川筋へ土砂流出水行滯候間。自今以後草木之根堀取候儀可_レ爲_レ停止_レ候事。

一、川上左右之山方木立無_レ之所々者當春より木苗を植付土砂不_レ流落_レ様に可_レ仕事。

一、從_レ前々_レ之川筋川原等に新築之田畑起候儀或は竹木葎壹を仕立或は新規之築出し致し川面をせばめ申間敷事。

附山中燒却新規に仕間敷事右之條々堅可_レ相守_レ來春御檢使被_レ遣此掟之趣違背無_レ之候哉可_レ爲_レ見分_レ之旨五畿内並可_レ被_レ相守_レ其趣_レ者也。

(47) 淺草川大水之節心得方 寛文十一年辛亥十一月日淺草川大水出候節兩國橋へ船流懸候はゞ。從_レ公儀_レ引除させ其人足共中に可_レ被_レ下候。若し引除候儀不_レ成候時は船打割申管に候間。兩國橋の川上の儀は不_レ及_レ申其外橋之川上有_レ之船共致_レ油斷_レ橋々へ不_レ流様に常々堅可_レ被_レ申付_レ候。自然橋々へ流掛候はゞ可_レ爲_レ右同前_レ候。侍屋敷へは御歩行目付被_レ遣候。右之段相觸町方へは町奉行衆より被_レ申觸_レ候。將又川端に家作之事兼てより停止被_レ仰付_レ候得共。頃日は所々寄川端迄家作り出候と相見へ候間相改。川之障りに可_レ成所は只今有來候家成共御僉議之上崩させ申にて可_レ在之間。此段銘々申斷重而可_レ致_レ申越_レ候。川端並堤外に家作り候事は淺草川に不_レ限在々所々何方も同邊候間可_レ被_レ得_レ其意_レ候以上(御觸書古四十二)。

(48) 淺草川出水記事 寛文十一年辛亥十一月此月令せらるゝは。淺草川出水の時兩國橋に船流れよらば官より防がしめ其船は防ぎたる役夫に下さるべし。もし防がたくばその船は毀棄べしと定めらる。この川上はいふまでもなし。他橋の川上にある船も橋脚に流れ寄せざるやう常に繫置くべし。もし船橋脚に流しよることあらば前件に同じかるべし。武家御宅は徒目付をして此旨を令し市街には町奉行より觸渡すべし。また河岸に家造ることかねての停禁といへども、近頃は所により家造るも見ゆれば水路の障となる地はたとひこれ迄有來る家居なりとも檢査して毀しおくべし。此旨各所に諭告すべし。河岸並に堤外に家造ることは淺草の河岸のみにあらず、いづれの村里にても同じかるべければその心すべしとなり(嚴有院殿御實記廿二)。

(49) 聖靈棚棄捨に付達 延寶八年庚申七月日町中聖靈棚之道具御堀へ一切捨申間敷候。若相背捨申者有_レ之候はゞ穿鑿の上急度可_レ被_レ仰付_レ候間。町中裏々迄不_レ殘可_レ相觸_レ候以上

(憲教類典抄八)。

(50) 川除見分出張に付御暇 元祿元年戊辰三月二十九日。所々川除見分に被_レ仰付_ニに依て、御暇之輩能勢藤九郎・窪田市兵衛・内山七兵衛・辻孫兵衛・竹村孫兵衛・高谷太兵衛・雨宮庄九郎・岩手與左衛門・高田茂兵衛・河田宇右衛門・依田五兵衛・神谷市左右。右黄金二枚宛拜領(甘露叢自二十六至三十)。

(51) 美濃堤川除普請 元祿八年乙亥八月日美濃堤川除普請之事。

一. 濃州一萬石以下私領方堤川除破損之時者手前普請難量處者公儀へ相願ひ、國役御普請被_レ仰付_ニ來候。其領分は不_レ及_レ申水下之分は高百石に付人足百人、水下之外又は遠所方之分は或者二十五人或者三十人程爲_レ出_レ之候由之事。

一. 同斷知行さほど大分之普請にて無_レ之候ても。自分人足にて不_レ成時者國役御普請に成候に付。近年は高百石に付百人宛の積り申付人足分計り總高へ懸け候。後はわづかの儀に候故。國中の甘に罷成候に付其通り申付候由之事。

一. 國役成候ても又自分之高に應じ百石に付百人宛出_レ。其外計國役可_レ申付_ニ候面も御扶持方へ公儀より被_レ下候間。公儀御爲には相替儀無_レ之由之事。

(52) 大井川除川除破損修復 元祿十六年癸未三月日美濃國の内に知行有_レ之衆中大井川筋の堤川除破損候敷。又は此上洪水の時可_レ及_ニ大破_ニ危く見へ其儘難_ニ差置_ニ修復を可_レ然場所大分之入用可_レ掛處にて、其所之知行高は不_レ應入用難_レ及_ニ自力_ニ分は吟味の上國役普請申付管候間。右之通之場所有_レ之に於ては輕く川形墨引繪圖記普請場之間數等書_ニ付_ニ之。美濃郡代辻六郎左衛門、濃州笠松陣屋可_レ被_ニ差出_ニ候。五月二十日限_レ之無_ニ油斷_ニ右書付繪圖書付可_レ被_ニ差出_ニ候。其上にて六郎左衛門方より役人相廻候て見分吟味の上普請の目論見可_レ申付_ニ候間。其所之地頭之家來敷又は庄屋成共罷出右役人致_ニ案内_ニ候様可_レ被_ニ相心得_ニ候。但先例國役普請に成來候場所にてても當然少分之入用たるべき所は地頭之自普請に申付管に候。前々自普請の場にてても大分之入用可_レ掛處にて自力に難_レ叶時は、此度國役に申付管候間。其心得可_レ有_レ之候。委細六郎左衛門吟味候而申付管候以上(文露叢一)。

(53) 堤破損修復 寶永元年甲申八月日覺今後洪水に付、所々堤破損の處私領方の分地頭より普請申付來候所は、無_ニ油斷_ニ修復可_レ被_ニ申付_ニ候。且又百姓夫食無_レ之候は、不_レ飢様に地頭より救可_レ有_レ之候以上(舊政府御達留一)。

(54) 利根荒川御普請御手傳 寶永元年甲申十月二十一日利根川荒川御普請御手傳被_レ仰付_ニ松平土佐守佐・竹源次郎・松平隼人正・相原志摩守(文露叢)。

(55) 濃勢川川々水行障取拂 寶永二年乙酉五月二十八日覺。

一. 濃州國中川筋水行之障取拂所々并勢州桑名川通尾州熱田川通迄、高木五郎左衛門・高木

次郎兵衛・高木富次郎右三人年番にて家來兩人宛相廻水行之障に成候儀不仕候様見廻管に候事。

一、大水にて新規に川除不仕候て、不叶場所有之は其所之役人より右三人へ申談候上辻六郎左衛門方へ相達堤方役人吟味之上相極管に候事。

一、右家來所々相廻候に付、人馬并泊人夫等入用之儀川通百姓役に出之管に候。割合の儀は六郎左衛門方より申付管に候事。

右の通急度可相守之御書付并紙帳面相迫候。村々名主寄合印形留りより六郎左衛門へ可相返者也。寛永二年五月出雲印、日向印、因幡印、近江印。右川通御領私領村々名主年寄(文露叢二)。

(56) 相州川筋砂濱御手傳 寛永七年庚寅二月二十六日相州川筋砂濱御平傳堀田伊賀守・諏訪安藝守・安部攝津守(文露叢七)。

(57) 勢州長島御普請御手傳 寛永七年庚寅七月六日勢州長島御普請御手傳酒井雅樂頭・黒田豊前守・細川熊次郎・武州六郷渡場御普請御手傳松平三四郎。

(58) 深川築地達 正徳四年甲午九月日

一、深川築地海表石垣外波除之亂杭只今迄は御入用に被申付候得共。向後は武士方、町方、屋敷並抱屋敷附之分亂杭流失候はゞ。其向寄より打たれ申す可く候。且又兼て心を附流失等無之様可仕候。右之趣武士方屋敷有之分へ可被相達候。町方は町奉行中より申渡候。兩様共に委細は町奉行中へ承合候上、むきむきへ可被達候以上(御觸書古四十二)。

(59) 川普請達 享保元年丙申八月十五日利根川・江戸川・鬼怒川・荒川・烏川・神流川・稻荷川・竹鼻川・渡良瀬川・元荒川・星川右川々只今迄、御代官支配場所共川通不殘見分吟味之上、御普請可被申付候。當分は仲間申合打込可被相勤候。尤見分之節並堤堰樋大御普請之節者在方御普請役相添可申候。

一、御勘定奉行支配羽生水方之役者共並鈴木平十郎支配館林水方之もの自今支配被致川筋御普請御用且又羽生館林葛西用水總て水方之儀も吟味之上可被申付候。右之通此度被仰付候間。其旨相心得御普請仕方并澤彌惣兵衛相達。追々相伺可被申候以上(司農命令)(日本財政經濟史料卷九)。

(60) 河海の水害を除き田宅を全からしむ 仁徳天皇十一年(三百二十三年)四月十七日詔群臣曰。今朕視是國者郊澤曠遠而。田圃少乏且河水横逝以流末不駛。聊逢霖雨海潮逆上而巷里。乘船道路亦溼故群臣共視之決横源而。通海塞逆流以全田宅。(日本書紀卷十一)。仁徳十一年夏四月十七日。詔群臣曰云々。朕視是國江水横逝。未不駛逢霖雨。海潮逆上乘舟路泥土。故群臣共視之決横源。通海全田宅。(日本紀略前編五)。

仁德十一年癸未。詔決=横源-而通=巨海-塞=於逆流-。以全=田宅-今山崎河通=海。是其堀江也(日本經濟全史々料卷一)。

(61) 武藏相模兩國の古道と古驛 光仁紀の寶龜二年十月巳卯の條に「太政官奏武藏國雖屬=山道-。兼承=海道-公使繁多祇供難堪。其東山驛路從=上野國新田驛-。達=下野國足利驛-。北使道也。而枉=從=上野國邑樂郡-經=五箇驛-到=武藏國-事畢。去日又取=同道-向=下野國-云々」とあつて相模は初より東海道の屬してゐたが、武藏國はもと東山道に屬して居たのを不便として、奈良時代の終りに東海道の屬せしめたのであつた。駿河國から相模國に入るには足柄の坂を越へたのである。即ち此の峠上にてアイヌ式土器や齋部式土器が発見され、又其山麓地方なる御殿場附近に古墳群があり。矢倉澤附近に横穴が存する(武藏野會踏査報告に據る)ことは、既に先史時代の前期後期に亘つて人跡を留めたることを知るもので、上野國の碓氷峠と共に往古より關東の關門として極めて重要な地點であつたのである。後延曆二十一年五月に富士の燒石が足柄路を塞いだ爲め宮根路が開かれた。足柄路が直つても宮根路の方が近いので以後は兩路を通つたのであつた。足柄又は宮根から相模に入つた旅人は古く關本に出で酒匂川を渡り、大體山際の道を通つて相模を東に貫たものであろう。そして近代に近づくに従つて次第に海岸に近く驛路が變つて行つたものと思ふ。即ち今の山際なる武相の縣道に近い、比々多村笠窪(國府二遷の地であらう—倭名抄説)や伊勢原を過ぎ相模川を渡つて寒川村に出で、光仁紀の寶龜二年十月巳卯の條に「從=相模國夷參驛-達=下總國-。其間四驛往還便近」とある様に夷參驛を経て武藏國に入り、更に四つの驛を過ぎ多摩荒川等の諸川を渡つて下總國に至つたものである。これを古い文献に徴して考察すれば、かの延喜式の兵部に「驛馬坂本二十二疋。小總箕輪濱田各十二疋。傳馬足上餘條高座郡各五疋」とあるより考へれば今の關本の邊から—は酒匂の方に—小總驛は今の足柄下郡府中村の邊であらう。又もと同村千代に在つた勝福寺(天長年間飯泉に移る)はこの流域の古刹で、第五十圖(二)(略)は其瓦である。—は大住郡箕輪驛—今の比々多村笠窪の邊りに來り、それより相模川を渡つて寒川郷に出で、夷參驛に來り濱田驛を経て國分寺に至つたものであろう。前にも述べた様に國分寺創建の頃には此地に國府があつたのであろうか。平安時代の中頃には既に大住郡に遷つたのであろう。寒川郷を通つたと云ふことに關しては相模國古風土記殘本の寒川郷の條に「東輿往返之人至此逢。洪水之難國符成。其成規易渡奴之便。自爾其煩至少。羈旅之大度也」とあつて往還に沿ふて居たことを示して居る。次に夷參驛と濱田驛とは今の何處に當るかに就に考へたい。前に述べた道順から考へても、夷參驛は有馬村附近でなければならぬ。即ち有馬村思馬の本郷の地は驛家本郷の遺名で夷參驛—倭名抄に見へたる伊參驛の地であらう。又若し夷參をキマイと訓したとすれば、今の居合といふ地は其遺名ではなからうか。吉田東伍博士は夷參は倭名抄に載する土甘郷で、土甘郷は今の砥上であらうと説

かれたが。砥上は當時千人の人口と百八十町餘の熟田とを有つて居て、一郷を形作つて居たとは思はれ、又道順から考へても不當で博士の言はるゝ土甘郡は今の座間と解すべきであらう。また濱田驛は有馬村の北隣なる海老名村大谷の濱田の地であらう。さてかうした道中をした旅人は國司廳の嚴乎たる様を見、七堂伽藍の美觀に隨喜の涙を流して、相模横山の岳陵を早坂國役橋などを通つて、武藏國店屋驛に至つたのであつた。武藏國の宿驛に就ては延喜式に「驛馬店屋小高大井豊島各十疋、傳馬・郡筑・橋樹・荏原・豊島各五疋」とある。その店屋といふのは今の都筑郡田奈村の邊ではなからうか。宮前村の影向寺はこの古道に近い一古刹で、礎石及び古瓦が存してゐる(圖略)。は谷川盤雄氏の採集にかゝる古瓦である。店屋より小高大井豊島をすぎ、垂瀨驛を経て下總國葛飾郡に入つたのである。前にも述べた通り武藏は古より東山道に屬してゐたから、官使は上野國邑樂郡から垂瀨驛に來り、それより豊島を経て府中に達し、事が畢つて又同じ道を歸つたのであつた。かく武藏國は東山道の官使を送迎すると共に、東海道の官使をも送迎せねばならなかつたので不便が甚しく、東海道の屬する方が便であつたので、奈良時代の終りに東海道の編入されたのであつた。降つて平安末期に至り相模國府が全稜郡に三通すると共に、東海道も亦海濱に移つたのであらう。或は道の方が先に變つたのかも知れない。彼の更科日記——治安元年に菅原孝標の女が東海道を上つた日記に「武藏と相模との中にフトキ川あり。舟にて渡りぬれば相模國になりぬ。ニットミ(西富)といふ所の山繪よく書きたらん、屏風を立て並べたらむやうなり。片つ方は海濱の様も寄返る渡の景色もいみじくをもしろし。モロコシガ原と云ふ所も砂子のいみしう白きを二・三日行く云々」とある。その西富といふのは今の藤澤の西富の地であらう。それより湘南の海邊を通つて唐ガ原に來たので之に據れば、當時既にほゞ今の東海道を上下したことを知るのである。鎌倉時代に入つてからは大體三つの街道によつて往來された。その一は東の街道でこれは今の東海道である。この東海道は江戸時代に至つて交通頻繁となるに従ひ、驛遞の制も整ひ道路もよく改修されたのであつた。一は中の街道で足柄峠を越へ關本に出で酒匂川を渡り、松田・妻野・伊勢原を経て厚木附近から相模川を渡つた。相模川には河原口・戸田・田村・寒川・馬入の渡船場があつた。馬入は東海道筋の渡船場であつた。今春舊馬入橋の橋杭が茅ヶ崎から發見された。この橋杭は鎌倉時代初期のものであらうと言はれて居るが、して見ると當時相模川の河道は今よりも、もつと東側であつたことを語るものである。沼田頼輔氏はこれによつて東海道の各河川の河道の變遷と氣象——風向、風力の關係を調査して居られる。奈良平安時代の頃には前に相模國古風土記殘本の記載を引用した様に、主に寒川の渡を通つたのであらうが、時により河原口・戸田・田村の渡からも渡河したのであらうと思ふ。次に倭名抄に記す船田郷は厚木町及び妻田村・林村に當るが、今厚木町内に船喜田明神があるのは、其の郷各々關係があるのであらう。此の地は鎌倉時代に於ては一の郵驛となり、八王子・甲府

丹澤・平塚・藤澤への道路の分歧点となつた。斯くて中の街道は相模川を渡つて武蔵に入り、田奈溝之口を経て多摩川を渡り世田ヶ谷に至つたものである。尙一つの街道は鎌倉府中の街道で鎌倉より藤澤に出で、鶴間原町田小野路を経關戸より多摩川を渡つて、分陪に出で府中に至り更に國分寺を過ぎて入間川に通ずるものである(武相の古代文化石野瑛氏)。

(62) 四谷水道高札 一。此上水道に於て魚取り、水をあび、ちりあくたを捨つべからず。何にても物洗ひ間敷並兩側三間通に在來候。並木下草其他伐取申間敷候事。元文己未十二月奉行。

(63) 四谷水道碑文 詩曰瞻_二彼洛_一矣。維水決_二聖人之設_レ都也。以水爲急蓋以_二人須_レ水可_二一日缺_一也。德川氏之開_二府中江戸_一也。諸侯會同工商族聚者殆_二百萬地窄不能_二盡容_一。乃填_レ海爲_レ陸而地無_二清泉_一。民餓_レ渴將軍秀忠深患_レ之。乃親騎_二旁索四郊多摩郡有_一。治水屬_レ沸管_レ之味甘大悅。乃命_二工人_一浚_二污泥_一鑿_二田畝_一。東導四里有乎至_二關口村_一。置_レ閘築_レ堰至_二小石川_一。埋_二石地下_一作_二開溝_一躡_二神田川_一。至_二小石街_一分爲_二兩岐_一。過_二東神田_一瀉_レ柳原溝。至_二神田橋_一分注_二城内百邸_一。本流躡_二龍閑橋_一過_二常盤橋外_一至_二京橋_一。此間二分派一注_二銀街馬喰街_一。入_二淺草溝_一注_二本街_一折至_二留堀_一。過_二小舟小網街_一至_二箱崎_一。入_二大河_一人民各捐_二私金_一。自引_二地下閘溝_一如_二布網_一。千區百街無_二處不_レ注是_二神田水道_一將軍自命曰_二井頭_一。謂_二市井之源_一也。而水猶未_レ足將軍家網更開_二玉川水道_一。玉川發_二源甲斐山梨郡_一。東流三十八里入_レ海。家綱擢_二市尹神尾備前幹事_一備前舉_二川端富民莊右衛門_一清右衛門二人。不_レ別設_二官吏_一二人精_二工事_一測_二道遠近度地高低_一。豫算經費六千五百兩。備_二器具_一備_二役夫_一。承應三年四月既羽村之壘渠八尺廣十二尺設_二閘葦_一以備_二暴溢之虞_一。東導十餘里至_二四谷_一。費用不_レ足二人以_二私金_一繼_レ之。不_レ復募_二木樋作_二暗溝_一。如_二井頭水道_一至_二麴町_一分_二四流_一。下_二赤阪_一至_二虎門外_一。分_二之三方_一東者入_二櫻田門_一。注_二西域外諸區_一瀉_二吳服橋_一。南者派_二京橋_一匯_二八町堀木挽街_一入_二大河_一。西者注_二芝百街_一入_二金杉海_一。第二流注_二平河永田霞關數街_一。第三第四流入_二半藏門_一注_二西城_一。入_二大城_一爲_二官園瀑布_一。風光添_レ趣余流環爲_二城溝_一。十一月工事告_二竣暗溝長若干埋_二木樋_一若干無_二一所_一欠。家綱嘉賞賜_二之姓玉川_一。給_二祿二百石_一列_二之士伍_一云。嗚呼水道之益_二都下_一實莫大旱不_レ枯而不_レ溢。源_二混_一漓然不_レ止三百年_二于今_一。民不_レ病_二一日之渴_一且此水流遠惟和百萬人民不_レ病癩疾疥癬爲_レ惠_二世也_一。大玉川二氏盡_二力于此_一砂爲_レ勞又捐_二金無_二吝色_一。其事爲_二後法_一其利及_二百世_一可_レ謂_二偉也_一。若_二神田水道_一雖_レ有_二阻_一記_二之者_一。不_レ悉費金多寡及役夫之數不_レ可_レ得而審_二爲_レ可_レ惜焉。余閱_二舊志_一略知_二其顛末_一恐_二歲月之久功績湮滅後人無_レ可_レ考。因不_レ願_二不文_一仍記_二其大概_一。與_二同志者_一合_レ力刻_二石_一。以垂_二不朽_一云。明治十八年四月。薩摩肝付兼武撰。內閣書記官從五位勳五等金井之恭書(四谷史談)。

以上